

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

ソフトバンクグループ(株)および子会社(以下併せて「当社」)は、「自由・公正・革新」を基本思想に掲げ、「情報革命で人々を幸せに」という経営理念の下、世界の人々が最も必要とするテクノロジーやサービスを提供する企業グループとなることを目指すとともに、企業価値の最大化を図っています。

グループの持株会社であるソフトバンクグループ(株)では、このビジョンを実現するためにはコーポレート・ガバナンスの実効性の確保が不可欠との認識を有しており、グループの基本思想や理念の共有を図る「ソフトバンクグループ憲章」およびグループ会社に対する管理方針・管理体制などを規定する「ソフトバンクグループグループ会社管理規程」を定めるとともに、当社およびその取締役・使用人が順守すべき指針である「ソフトバンクグループ行動規範」を定め、グループ内のガバナンスを強化しています。また、当社がサステナビリティに関する活動を適切に実施するにあたり必要な事項を規定する「ソフトバンクグループサステナビリティ基本方針」を定め、持続可能な社会の実現に向けて、顧客、株主、債権者、取引先、従業員などのステークホルダーの要請に応えるとともに情報革命をリードする企業としての責任を果たしていきます。

ソフトバンクグループ(株)では、取締役会と監査役・監査役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。そして、取締役9名のうち4名を社外取締役にすることで取締役相互の監視機能を強化するとともに、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会の委員のうち過半数を独立社外取締役にすることにより、取締役の選解任、報酬に関する客観性、透明性を確保します。また、監査役4名のうち3名を社外監査役にすることでより独立した立場からの監査を確保し経営に対する監視機能の強化を図っています。

【基本方針】

ソフトバンクグループ(株)では、コーポレートガバナンス・コードのそれぞれの原則を踏まえ、コーポレート・ガバナンスの基本方針を以下のとおり定めています。

(株主の権利・平等性の確保(基本原則1))

ソフトバンクグループ(株)は、株主が有するさまざまな権利を実質的に確保するため、少数株主および外国人株主を含む全ての株主がその権利を適切に行使することができるよう、環境の整備に努めるとともに、法令に則り全ての株主をその保有株式数に応じて平等に扱います。

(株主以外のステークホルダーとの適切な協働(基本原則2))

ソフトバンクグループ(株)は、企業価値の最大化に資するよう、株主はもちろん、顧客、従業員、取引先など、全てのステークホルダーと良好な関係を築き、適切な協働に努めます。これを実践するため、取締役会および経営陣は、「ソフトバンクグループサステナビリティ基本方針」や「ソフトバンクグループ行動規範」を策定し、順守することで、ステークホルダーの意見や立場を尊重する企業文化の醸成に取り組みます。

(適切な情報開示と透明性の確保(基本原則3))

ソフトバンクグループ(株)は、財務情報および非財務情報について、法令および東京証券取引所規則に基づき適切に開示を行うことはもとより、法令や東京証券取引所規則で必ずしも開示が求められない情報についても、投資家をはじめとするステークホルダーへの影響度合いを慎重に検討し、必要に応じて主体的な開示を行います。取締役会は、いずれの場合においても、公正で分かりやすく、有用な情報の開示に努めます。

(取締役会等の責務(基本原則4))

ソフトバンクグループ(株)の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、企業価値の最大化を図るため、独立社外取締役を含めて適時・適切な議題を徹底的に議論し、グループ全体の中長期の経営戦略を検討するとともに、積極果敢な経営戦略とリスクコントロールの両立に努めます。また、取締役会および監査役・監査役会は、経営に対する実効性の高い監督を行い、経営の透明性の確保に努めます。

(株主との対話(基本原則5))

ソフトバンクグループ(株)は、企業価値の最大化に資するよう、株主を含む投資家と建設的な対話を積極的に行い、相互理解の深化と信頼関係の醸成に努めるとともに、その意見を十分に踏まえて経営を行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

(原則1-4 政策保有株式)

ソフトバンクグループ(株)は、持続的に企業価値を向上させるため、業務提携や事業シナジーを見込めるなど、純投資以外の経営戦略上の重要な目的がある場合にのみ、いわゆる「政策保有株式」を保有することがあります。これらの政策保有株式の重要性を総合的に勘案した上で、毎年、当該投資の所管部門において保有目的を個別に検証しております。また、政策保有株式の議決権行使については、持続的な企業価値の向上に資するかどうかを総合的に検討した上で、適切な権限者が決裁しています。

なお、2020年3月末現在、ソフトバンクグループ(株)が保有する「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」は、1銘柄で、貸借対照表計上額は合計20,828百万円です。

(補充原則4-1-2 中期経営計画達成に対する取締役会のコミットメント)

ソフトバンクグループ(株)は、グループ全体の中期的な事業計画について、その進捗や市場の動向を踏まえながら随時見直しを行い、取締役会で検討しています。ただし、中期的な事業計画は公表していません。

長期的な経営ビジョンとしては、創業30年の節目を迎えた2010年に定時株主総会で「ソフトバンク 新30年ビジョン」を発表し、「情報革命で人々を幸せに」という経営理念を再確認するとともに、次の30年に向けたビジョンや戦略を明確にしました。2040年までに、ビジョンとして掲げた「世界の人々から最も必要とされる企業グループ」になることを株主にコミットしています。

<ウェブサイト>

「ソフトバンク 新30年ビジョン」発表サマリー
<https://group.softbank/philosophy/vision/next30>

(原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表)

ソフトバンクグループ(株)は、グループ全体の財務体質の健全性を保ちつつ、持続的成長に向けた積極的な投資と株主への利益還元を両立させることを資本政策の基本的な方針としていますが、収益力や資本効率などに関する具体的な目標を公表していません。

中長期的な成長を実現するための経営戦略は、ソフトバンクグループ(株)の定時株主総会や四半期ごとに開催される決算説明会において、代表取締役会長兼社長が分かりやすく説明しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

(原則1-7 関連当事者間の取引)

ソフトバンクグループ(株)では、全ての取引について、社内規程に基づき取引規模や重要性により経理、財務、法務などの専門部署の審査を経た上で、決裁しています。また、その決裁の過程、内容を監査役および内部監査部門が常時チェックできる体制としています。

また、取締役の競業取引、取締役と会社間の取引については、「取締役会規程」にて決議事項として定め、取引ごとに取締役会にて決議し、その取引結果について取締役会に報告しています。また、関連当事者取引については、有価証券報告書および計算書類にて開示しています。

(原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

ソフトバンクグループ(株)は、コーポレートガバナンス・コードが想定している企業年金制度は導入しておりません。

(原則3-1 情報開示の充実)

(i)ソフトバンクグループ(株)は、「情報革命で人々を幸せに」というグループ全体の経営理念の下、世界の人々が最も必要とするテクノロジーやサービスを提供する企業グループを目指し、情報産業において、さまざまな事業に取り組んでいます。こうした経営理念やビジョンをウェブサイトにて開示しています。

また、創業30年の節目を迎えた2010年に定時株主総会で「ソフトバンク 新30年ビジョン」を発表し、グループ全体の経営理念を再確認するとともに、次の30年に向けたビジョンや戦略を明確にしました。その概要をウェブサイトにて開示しています。

<ウェブサイト>

経営理念およびビジョン

<https://group.softbank/philosophy>

経営方針(中長期的な会社の経営戦略、対処すべき課題など)

https://group.softbank/ir/investors/management_policy

「ソフトバンク 新30年ビジョン」発表サマリー

<https://group.softbank/philosophy/vision/next30>

(ii)ソフトバンクグループ(株)は、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方、およびコーポレートガバナンス・コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスの基本方針をウェブサイトおよびコーポレート・ガバナンスに関する報告書にて開示しています。

<ウェブサイト>

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

https://group.softbank/about/corporate_governance/framework

<コーポレート・ガバナンスに関する報告書>

「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」

(iii)ソフトバンクグループ(株)では、取締役の報酬は、企業価値向上および利益成長に対する取締役の動機付けや、その実績に対する対価として機能することを目的としています。その報酬は、基本報酬と現金賞与、株式報酬などから成り、株主総会で決議された総額の範囲内で、取締役会決議によって決定しています。個別の報酬額は、業績や経営環境を踏まえながら、個々の役割や責任、成果などに応じて、決定しています。本内容はウェブサイトおよびコーポレート・ガバナンスに関する報告書にて開示しています。

<ウェブサイト>

役員

https://group.softbank/about/corporate_governance/officer

<コーポレート・ガバナンスに関する報告書>

「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」

(iv)ソフトバンクグループ(株)の取締役会では、取締役の候補者選定および解任に当たっては、必要に応じて独立社外取締役の助言を得つつ、定款と「取締役会規程」に基づき、株主総会に議案を提出しています。なお、取締役の候補者選定および解任に当たっては、企業価値の向上に寄与する資質・能力、各専門分野に対する深い知見を備えていることなどを基準としています。

監査役候補者の選定に当たっては、「監査役会規程」および「監査役監査規程」に基づき、取締役会が、監査役会の同意の下、候補者を選定し、株主総会の選任議案として提出しています。監査役候補者の選定に当たっては、独立性や、公正不偏の態度を備えていることなどを基準としています。なお、監査役候補者のうち、最低1名は財務および会計に関する相当の知見を有する者とするを「監査役監査規程」に定めています。

執行役員の選解任に当たっては、優れた業務遂行能力を備えていることなどを基準とし、取締役会で決定しています。

(v)ソフトバンクグループ(株)は、全ての取締役候補者および監査役候補者について、候補者に選定した個々の理由を、株主総会へ選任議案を上程した際の株主総会招集通知にて開示しています。

<株主総会招集通知>

「株主総会招集ご通知 株主総会参考書類」

<https://group.softbank/ir/investors/shareholders>

(補充原則4-1-1 取締役会の決議事項と委任の範囲)

ソフトバンクグループ(株)は、取締役会付議事項を「取締役会規程」に定めており、有価証券報告書およびコーポレート・ガバナンスに関する報告書にてその概要を開示しています。また、会社法第373条第1項に基づき特別取締役を置き、迅速な意思決定を目的として、「重要な財産の処分および譲受け」・「多額の借財」について、特別取締役による決議を行います。なお、経営陣に対する委任の範囲については、「稟議規程」など各種社内規程に定めています。

取締役会から権限を委譲された任意の意思決定機関として投融資委員会およびブランド委員会があります。投融資委員会は、機動的に企業活動を行うため、取締役会から権限委譲された事項について意思決定を行うことを目的としており、取締役会で選任された取締役または執行役員5

名(孫 正義、ロナルド・フィッシャー、マルセロ・クラウレ、ラジーブ・ミスラおよび後藤 芳光)で構成されています。ブランド委員会は、取締役会から権限委譲されたソフトバンクブランドにかかわる事項の意思決定および管理を適切に行うことを目的としており、取締役会で選任された委員長(取締役専務 後藤 芳光)および委員長が任命した委員4名(常務執行役員 君和田 和子、コーポレート法務部長 大賀 夏子、広報室長 抜井 武暁および総務部長 飯田 達矢)の計5名で構成されています。投融資委員会付議事項は「投融資委員会規程」に、ブランド委員会付議事項は「ブランド委員会規程」にそれぞれ定めており、有価証券報告書およびコーポレート・ガバナンスに関する報告書にてその概要を開示しています。

<有価証券報告書>

「4【コーポレート・ガバナンスの状況等】」

https://group.softbank/ir/financials/security_reports

<コーポレート・ガバナンスに関する報告書>

「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」

(原則4-9 独立取締役の独立性判断基準及び資質)

ソフトバンクグループ(株)では、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、独立社外取締役の選定を行っています。取締役会は、企業価値向上に寄与する資質・能力、各専門分野に対する深い知見を備えていることなどに加えて、取締役会での建設的な議論に積極的に参加し、臆することなく意見を述べる人物を社外取締役候補者に選定しています。

(補充原則4-11-1 取締役会全体としてのバランス・多様性・規模等に関する考え方)

ソフトバンクグループ(株)は、定款で取締役を15名以内と定めており、取締役会は、国籍、人種、性別、年齢などにかかわらず、取締役に最適と思われる人材を取締役候補者として選定しています。企業経営に関する豊富な知識と経験、そしてグローバルな視点を兼ね備えた9名が取締役を務めています。取締役9名のうち4名が独立社外取締役、3名が外国人、1名が女性となっており、取締役会においては多角的な視点から建設的で活発な議論が行われています。

<ウェブサイト>

コーポレート・ガバナンス体制

https://group.softbank/about/corporate_governance/structure

(補充原則4-11-2 取締役・監査役の上場会社の役員の兼任状況)

ソフトバンクグループ(株)の各取締役および監査役は、他の上場会社の役員を兼任する場合、その数を数社以下にとどめ、その責務を果たす上で支障が生じないように留意しています。各取締役および監査役の兼任状況のうち、主要なものについては株主総会招集通知にて開示しています。

<株主総会招集通知>

「株主総会招集ご通知 事業報告 会社役員状況」

<https://group.softbank/ir/investors/shareholders>

(補充原則4-11-3 取締役会評価の結果の概要)

ソフトバンクグループ(株)は、2019年11月から2020年4月にかけて、第三者機関を起用し、取締役会の構成、取締役会の運営、取締役会を支える体制等の観点から、取締役(取締役社長、取締役副社長および社外取締役)および監査役の全員を対象としたアンケートおよびインタビューを行い、当該結果に基づき、取締役会全体の実効性について評価を実施しました。

評価の結果、取締役会全体としての実効性が概ね確保されていることが確認されました。一方で、アンケートおよびインタビューにおいて、戦略的持株会社であるソフトバンクグループ(株)の取締役会が果たすべき重要な役割として、グループ会社および投資先の管理・監督ならびに利益相反の監督が多く挙げられました。このような取締役会の役割に鑑み、グループ会社および投資先の状況の報告ならびにこれらに対する管理体制に関する議論を充実させる必要があることが認識されました。これに加えて、社外取締役の人数を増員する必要性や、特に投資案件に関し、取締役会における説明および取締役会資料の内容をより充実させる必要性についての指摘がありました。

なお、今回の評価結果については、2020年4月開催の取締役会において報告され、指摘された課題についても改善していくことが確認されています。

ソフトバンクグループ(株)は、今後も取締役会の実効性評価を継続していくことにより、取締役会の実効性のさらなる向上に努めてまいります。

(補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針)

ソフトバンクグループ(株)は、取締役に対して、時勢に応じ身に付けるべき重要な事項を修得させるため、取締役の責任・義務などを記載した「取締役ハンドブック」を配布します。

このほか、ソフトバンクグループ(株)の常勤監査役は、日本監査役協会主催の監査役全国会議やその他の各種研修に積極的に参加します。

(原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針)

ソフトバンクグループ(株)は、株主や投資家との建設的な対話を促進するため、取締役専務にIR業務を管掌させるとともに、専任部署としてIR部を設置しており、経理、財務、法務、総務などの関連部署と密接に連携しつつ、IR活動を行っています。こうした体制については、ウェブサイトおよびコーポレート・ガバナンスに関する報告書にて開示しています。

株主や投資家からの対話の申し込みに対しては、合理的な範囲内で、インサイダー取引規制上の重要事実の取り扱いに細心の注意を払いつつ、経営陣やIR部が対応しています。また、個別面談以外にも、決算説明会や個人投資家向け説明会などを開催し、株主や投資家に対して事業の状況を説明しています。

対話を通じて得られた株主や投資家の意見については、IR部が取りまとめ、定期的に経営陣に報告しています。

<ウェブサイト>

情報開示体制

https://group.softbank/about/corporate_governance/ir_activities

<コーポレート・ガバナンスに関する報告書>

「V その他 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 2 情報開示体制」

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
--------	----------	-------

孫 正義	462,409,364	24.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	217,571,300	11.58
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	117,622,200	6.26
JP MORGAN CHASE BANK 385632	42,337,955	2.25
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	32,461,300	1.73
JP MORGAN CHASE BANK 380763	29,066,400	1.55
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	26,734,314	1.42
JP MORGAN CHASE BANK 385781	24,193,643	1.29
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	22,317,762	1.19
CITIBANK, N.A.-NY, AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSITARY SHARE HOLDERS	20,822,132	1.11

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

上記大株主の状況は、2020年9月30日現在です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	300社以上

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

【グループ経営に関する考え方及び方針】

ソフトバンクグループ(株)は、独自の組織戦略「群戦略」のもと、子会社や関連会社(例えば、ソフトバンク(株)やArm Limited)への投資に加え、投資ファンド(例えば、SoftBank Vision Fund L.P.)への参画による投資を通じて、情報・テクノロジー分野において多様な事業を展開する企業グループを構築し、中長期的な企業価値の最大化を図っていきます。この過程において、各投資先は自律的な成長を目指す一方、ソフトバンクグループ(株)は、戦略的持株会社としてグループのネットワークを活用しながら、投資先同士による協業の促進を含めた支援を行い、投資先各社の企業価値の向上を後押ししていきます。

また、当社は、各投資先がソフトバンクグループ(株)の「ポートフォリオ会社のガバナンス・投資指針に関するポリシー」に定めるコーポレートガバナンス基準と実質的に同等の基準により運営されていることを確認する、または運営されるように合理的な努力を尽くします。

「群戦略」は、特定の分野において優れたテクノロジーやビジネスモデルを持つ多様な企業群が、それぞれ自律的に意思決定を行いつつも、資本関係と同志的結合を通じてシナジーを創出しながら共に進化・成長を続けていくことを志向するものです。ソフトバンクグループ(株)は、戦略的持株会社として、群を構成する各企業の意思決定に影響を与えつつも、自律性を重んじ、出資比率は過半にこだわらず、ブランドの統一を志向しません。こうした多種多様な企業でグループを構成することにより、柔軟に業容を変化・拡大させ、長期にわたり成長を続けることを目指しています。

【上場子会社を有する意義】

ソフトバンクグループ(株)は、ソフトバンク(株)(東証一部、コード番号9434)の議決権の62.1%を保有しております。

ソフトバンクグループ(株)は、ソフトバンク(株)の株式上場を通じてグローバルな規模で投資を進める当社と、グループの通信事業分野における中核企業であるソフトバンク(株)の役割と価値を明確に分け、ソフトバンク(株)がより自律的な経営視点と成長戦略を持って企業価値を向上していくことがグループ経営の観点から望ましいと考えております。

なお、ソフトバンク(株)は、国内の金融商品取引所に上場している子会社として、Zホールディングス(株)、SBテクノロジー(株)、アイティメディア(株)、(株)ベクター、バリューコマース(株)、(株)ZOZO、アスクル(株)、(株)イーブックイニシアティブジャパンを有しています。

【上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策】

ソフトバンクグループ(株)は上場子会社の経営の独立性を尊重しており、各社は前述の「ソフトバンクグループ憲章」、「ソフトバンクグループグループ会社管理規程」、「ソフトバンクグループ行動規範」および「ソフトバンクグループサステナビリティ基本方針」に則りながらも、独自の意思決定・経営判断に基づき事業展開を行っています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
飯島 彰己	他の会社の出身者													
松尾 豊	学者													
リップラー・タン	他の会社の出身者													
川本 裕子	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

飯島 彰己		<p>< 社外取締役を選任した理由 > 飯島 彰己氏は、2009年4月に三井物産(株)の代表取締役社長に就任して以来、6年にわたり同社の経営を指揮し、同社の成長に大きな役割を果たしました。また、2015年4月に同社の代表取締役会長 兼 取締役会議長に就任し、経営の監督および取締役会の実効性向上に貢献する等、企業経営およびコーポレート・ガバナンスに関する豊富な知識と経験を有しています。また、同氏は、少数株主の立場を踏まえた意見を述べる等、当社の企業価値向上および経営監督機能の強化に極めて高い貢献をしています。</p> <p>ソフトバンクグループ(株)は、同氏の貢献度の高さに鑑み、対処すべき課題の解決および長期的な株主価値の向上のために、同氏は必要不可欠な人材と判断し、引き続き社外取締役として選任しています。</p> <p>< 独立役員に指定した理由 > 東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインIII 5. (3)の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しています。一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、2018年6月に独立役員に指定しています。</p>
松尾 豊	東京大学大学院教授	<p>< 社外取締役を選任した理由 > 松尾 豊氏は、長年にわたり人工知能(AI)の研究を行っており、2005年8月にスタンフォード大学客員研究員、2019年4月に東京大学大学院工学系研究科教授に就任しています。また、政府主導のワーキンググループの委員を歴任する等、AIに関する第一人者として豊富な知識と経験を有しています。同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、同氏の高い専門性により、職務を適切に遂行できるものと考えています。</p> <p>また、同氏は、当社の長期的なグループ戦略に関する提言を行う等、取締役会における経営判断および意思決定の過程において重要な役割を果たすだけでなく、少数株主の立場を踏まえた意見を述べる等、当社の企業価値向上および経営監督機能の強化に極めて高い貢献をしています。</p> <p>ソフトバンクグループ(株)は、対処すべき課題の解決および長期的な株主価値の向上のために、同氏は必要不可欠な人材と判断し、引き続き社外取締役として選任しています。</p> <p>< 独立役員に指定した理由 > 東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインIII 5. (3)の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しています。ソフトバンクグループ(株)は2017年度および2018年度には、松尾豊氏が教授を務める東京大学に対して研究および寄付講座の運営等を目的とした寄付を行っていましたが、2019年度において同大学との取引は無く、2020年5月時点においても確定した取引が無いことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、2019年6月に独立役員に指定しています。</p>

リップブー・タン		<p>< 社外取締役役に選任した理由 > リップブー・タン氏は、1987年12月にWalden International, Inc.を創業して以来、半導体、クラウド・エッジインフラストラクチャー、データ管理、セキュリティ、AIやマシンラーニングの分野に特化したスタートアップ企業に投資を行う国際的なベンチャーキャピタリストとして活躍してきました。2008年10月にはCadence Design Systems, Inc.のCEOに就任、12年にわたり経営を指揮し、同社の成長に大きな役割を果たしています。また、Hewlett Packard EnterprisesやSchneider Electric Corporationの取締役を務める等、投資および企業経営に関する豊富な知識と経験を有しています。</p> <p>ソフトバンクグループ(株)は、対処すべき課題の解決および長期的な株主価値の向上のために、同氏は必要不可欠な人材と判断し、社外取締役として選任しています。</p> <p>< 独立役員に指定した理由 > 東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインIII 5. (3)の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しています。一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、2020年6月に新たに独立役員に指定するものです。</p>
川本 裕子		<p>< 社外取締役役に選任した理由 > 川本 裕子氏は、1988年9月にマッキンゼー・アンド・カンパニー社に入社した後、2001年7月に同社シニアエキスパートに就任し、同社の成長に貢献してきました。また、2004年4月に早稲田大学大学院ファイナンス研究科(現経営管理研究科)教授に就任した後、多くの金融関連の政府委員や金融機関の社外取締役を歴任する等、金融およびコーポレート・ガバナンスに関する豊富な知識と経験を有しています。</p> <p>ソフトバンクグループ(株)は、対処すべき課題の解決および長期的な株主価値の向上のために、同氏は必要不可欠な人材と判断し、社外取締役として選任しています。</p> <p>< 独立役員に指定した理由 > 東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインIII 5. (3)の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しています。一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、2020年6月に新たに独立役員に指定するものです。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

指名報酬委員会では、取締役の選解任基準や候補者案、個人別報酬、評価・報酬に関する方針等について審議し、取締役会に意見具申いたします。

指名報酬委員は、取締役会が取締役から選任し、委員のうち過半数を独立社外取締役としています。

現在は、取締役3名(飯島 彰己(委員長/独立社外取締役)、松尾 豊(独立社外取締役)、孫正義(代表取締役))で構成されています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

< 監査役と会計監査人との連携状況 >

監査役は、会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)から監査計画・四半期レビュー・監査結果などについて定期的に説明を受けるとともに、必要に応じて情報・意見交換を行うなどして、連携を図っています。

< 監査役と内部監査部門の連携状況 >

監査役は、ソフトバンクグループ(株)の内部監査を担当する内部監査室から監査計画、社内各部門・主要な子会社の内部監査の結果などについて説明を受けるとともに、必要に応じて情報・意見交換を行うなどして、連携を図っています。

< 会計監査人と内部監査部門の連携状況 >

会計監査人は、内部監査室から監査計画について説明を受けているほか、必要に応じて内部監査の結果などについても説明を受けています。内部監査室は、会計監査人から監査結果などについて定期的に説明を受けています。このほかにも両者は必要に応じて情報・意見交換を行うなどして、連携を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
遠山 篤	公認会計士													
宇野 総一郎	弁護士													
窪川 秀一	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

遠山 篤		過去にあらた監査法人(現PwCあらた有 限責任監査法人)パートナーを務めていま したが、2015年6月に同監査法人を退職し ています。	<p>< 社外監査役に選任した理由 > 米国カリフォルニア州公認会計士として豊富な 知識と経験を有しています。その知識と経験に 基づく専門的な見地から監査いただくとともに、 より独立した立場からの監査を確保するため、 2015年6月に社外監査役に選任しています。</p> <p>< 独立役員に指定した理由 > 東京証券取引所の「上場管理等に関するガイド ラインⅢ 5. (3)の2」で定められた項目のいず れにも該当しておらず、十分な独立性を有して います。一般株主と利益相反の生じるおそれ がないと判断し、2015年6月に独立役員に指定 しています。</p>
宇野 総一郎			<p>< 社外監査役に選任した理由 > 弁護士としての豊富な知識と経験を有していま す。その知識と経験に基づく専門的な見地から 監査いただくとともに、より独立した立場からの 監査を確保するため、2004年6月に社外監査役 に選任しています。</p> <p>< 独立役員に指定していない理由 > 2019年度において、ソフトバンクグループ(株) と宇野氏がパートナーを務める長島・大野・常 松法律事務所との間には、取引はありません でした。ただし、同事務所に対する今後の取引 の有無および取引がある場合の報酬額が未定 であることから、独立役員に指定していま せん。</p>
窪川 秀一			<p>< 社外監査役に選任した理由 > 公認会計士・税理士として豊富な知識と経験を 有しています。その知識と経験に基づく専門的 な見地から監査いただくとともに、より独立した 立場からの監査を確保するため、1989年2月に 社外監査役に選任しています。</p> <p>< 独立役員に指定した理由 > 東京証券取引所の「上場管理等に関するガイド ラインⅢ 5. (3)の2」で定められた項目のいず れにも該当しておらず、十分な独立性を有して います。一般株主と利益相反の生じるおそれ がないと判断し、2010年3月に独立役員に指定 しています。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数	6名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況 更新	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---	----------------------------

該当項目に関する補足説明 更新

ソフトバンクグループ(株)の取締役に対して業績向上や企業価値の増大に対するインセンティブを与えることを目的とし、現金賞与と株式報酬から成る業績連動報酬制度を導入しています。株式報酬に関しては、ストックオプションとしての新株予約権を付与する制度を導入しています。各制度の詳細については、「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績と、当社の役職員等の受ける利益とを連動させることにより、対象者にインセンティブを与え、以て当社の業績を向上させるとともに、対象者とソフトバンクグループ(株)の株主の利害とを可及的に一致させるため、ソフトバンクグループ(株)取締役および執行役員その他の社員ならびにソフトバンクグループ(株)主要子会社の取締役および執行役員その他の社員に対し、新株予約権を無償で付与する制度を導入しています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

<役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数(2019年度)>

	対象人数	報酬等の総額	固定報酬	業績連動報酬等		その他報酬 退職慰労金
			基本報酬	株式報酬	賞与	
取締役(社外取締役を除く)	5名	1,345百万円	704百万円	91百万円	550百万円	-
社外取締役	4名	53百万円	53百万円	-	-	-
監査役(社外監査役を除く)	1名	24百万円	24百万円	-	-	-
社外監査役	3名	48百万円	48百万円	-	-	-

<役員ごとの連結報酬等の総額等(2019年度)>

	連結報酬等の総額	会社区分	基本報酬	株式報酬	賞与	退職慰労金	その他
				(うち未確定額)			
孫正義 (取締役)	209百万円	ソフトバンクグループ(株) ソフトバンク(株)	120百万円 -	- 89百万円 (0百万円)	- -	- -	- -
ロナルド・フィッシャー (取締役)	680百万円	SB Investment Advisers (US) Inc. スプリント SOFTBANK Inc.	436百万円 54百万円 -	- 54百万円 (0百万円) 701百万円 (0百万円)	767百万円 - -	- - -	70百万円 - -
マルセロ・クラウレ (取締役)	2,113百万円	SB Group US Inc. スプリント	1,417百万円 110百万円	- 303百万円 (0百万円)	- -	- -	114百万円 169百万円
佐護 勝紀 (取締役)	1,110百万円	ソフトバンクグループ(株)	560百万円	-	550百万円	-	-
ラジーブ・ミスラ (取締役)	1,606百万円	SB Investment Advisers (UK) Limited	1,417百万円	-	-	-	189百万円
宮内 謙 (取締役)	699百万円	ソフトバンクグループ(株) ソフトバンク(株)	- 120百万円	91百万円 89百万円 (0百万円)	- 200百万円	- -	- 200百万円

(注)

- 1 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しています。
- 2 株式報酬に含まれる(うち未確定額)は、決済日の株価で報酬額が決定する現金決済型株式報酬に基づく報酬額のうち、決済日を迎えていないため期末日の株価を基に算定した金額です。当該金額は今後、決済日までの株価に基づき変動します。
- 3 宮内謙氏のソフトバンク(株)からのその他の報酬は、2020年6月24日に開催されたソフトバンク(株)の第34回定時株主総会にて導入された、譲渡制限付株式報酬です。この譲渡制限付株式は2020年7月20日に付与されるものであり、翌連結会計年度の連結損益計算書に計上されます。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<役員報酬制度の全体像>

ソフトバンクグループ(株)の役員報酬は、「情報革命で人々を幸せに」というビジョンを実現するため、志を共にするグローバルタレントを惹きつけるに足る市場競争力のある報酬水準となるよう、専門機関による報酬調査結果を参考にしつつ、各役員の社会的・相対的地位および当社への貢献度等を勘案し、取締役会の決議により決定します。なお、子会社・グループ会社の役員を主たる職務とする取締役の報酬は、同志的結合を通じて共に成長していく「群戦略」に基づいて各社の報酬ポリシーを尊重の上決定し、子会社・グループ会社からの支給となります。

取締役(社外取締役除く)の総報酬は、固定報酬と企業価値の向上に向けた業績連動報酬等により構成されています。さらに業績連動報酬等は、短期業績に対するインセンティブとしての現金賞与と中長期の企業価値の向上に向けたインセンティブとしての株式報酬(非金銭報酬等)となっており、その構成割合は指名報酬委員会の審議を踏まえ、個別決定します。

また、社外取締役および監査役は、業務執行から独立した立場であるため、固定報酬のみの支給となります。

< 固定報酬の内容 >

固定報酬は、個人別に年額を定め毎月現金で定額を支給します。報酬額は、専門機関による報酬調査結果を参考とし、各役員の常勤・非常勤の別、役職や担当業務等を総合的に勘案し、個別決定します。

< 業績連動報酬等の算定 >

業績連動報酬等は、以下のとおり算定します。

短期業績に対するインセンティブとしての現金賞与は在任期間中における職務執行の対価として、事業年度毎に支給します。

中長期の企業価値向上に向けたインセンティブとしての株式報酬(非金銭報酬等)は新株予約権方式によるストックオプションとします。新株予約権の内容は、通常型ストックオプション(行使価額は付与時の市場株価を基礎として算定)と株式報酬型ストックオプション(行使価額は1円)とし、新株予約権を行使することができる期間は割当日の翌日から10年以内の範囲で定めます。

現金賞与の報酬額および株式報酬の付与個数は各役員の発揮能力や成果に基づく個人業績と、連結業績・株価・NAV(Net Asset Value)等の会社業績を総合的に勘案し、個別決定します。

< 報酬の決定方針を決定する機関と手順 >

役員報酬について、取締役は2018年6月20日開催の第38回定時株主総会で現金報酬50億円、株式報酬50億円を上限額とすること、監査役は1990年6月28日開催の第10回定時株主総会で800万円を上限額とすることを決議しています。

取締役の個人別報酬は、株主総会決議で承認された範囲において、取締役会からの委任を受けた代表取締役社長が毎年決定しています。

2020年6月25日より代表取締役社長と過半数を占める社外取締役で構成される指名報酬委員会を設置したことを受けて、今後の個人別報酬については同委員会に対する諮問を経て、取締役会からの委任を受けた代表取締役社長が決定するものとしています。

監査役の報酬は、監査役の協議により決定します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

議題の具体的な内容を理解した上で取締役会に臨めるよう、社外取締役と社外監査役を含む全役員に対して、取締役会事務局が事前に取り締り資料を送付し、必要に応じて補足説明なども行っています。

このほか、社外監査役を含む全監査役の業務をサポートする組織として監査役室を設置しており、専任のスタッフが監査役の指示の下で情報収集や調査などを行っています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
-	-	-	-	-	-

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

当社では、相談役および顧問の制度はございますが、現在、代表取締役社長等を退任した者は就任しておりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1 ガバナンス体制

(1) 取締役会

ソフトバンクグループ(株)の取締役会は、重要な業務執行の決定および取締役の業務執行を監督することを目的としており、社外取締役4名を含む計9名の取締役で構成され、代表取締役会長 兼 社長が議長を務めています。4名の社外取締役は独立性が十分に確保されている上、企業経営などに関する豊富な知識と経験を有しています。各社外取締役はいずれも取締役会の議論に積極的に加わり、経営判断・意思決定を行っています。

取締役会付議事項は「取締役会規程」に定められており、取締役会は、(イ)法令で定められた事項、(ロ)経営に関する重要事項((a)経営の基本方針・事業計画など、(b)一定金額以上の投融資・借入など)、(ハ)子会社(上場子会社およびその子会社を除く)に関する一部の事項(一定金額以上の投融資・借入など)、(ニ)その他の事項を決定しています。また、会社法第373条第1項に基づき特別取締役を置き、迅速な意思決定を目的として、「重要な財産の処分および譲受け」・「多額の借財」について、特別取締役による決議を行います。

なお、取締役会付議事項以外は、企業活動に機動性を持たせるため、取締役会から権限を委譲された各委員会や各取締役、各部門長が決裁を行います。

取締役の選任に当たっては、ソフトバンクグループ(株)の定款と「取締役会規程」に基づき、取締役会で候補者を選定し、株主総会の議案として提出しています。

なお、ソフトバンクグループ(株)と非業務執行取締役である飯島 彰己、松尾 豊、リップラー・タンおよび川本 裕子は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としています。

< 社外取締役の出席状況 >

2019年度の取締役会への出席状況は以下のとおりです。なお、柳井 正氏は2019年12月31日をもって辞任により退任しました。

取締役会への出席状況

柳井 正	2019年度に開催された取締役会9回中9回出席(出席率100%)
飯島 彰己	2019年度に開催された取締役会15回中15回出席(出席率100%)
松尾 豊	2019年度に開催された取締役会12回中12回出席(出席率100%)

(注)

1 書面決議による取締役会の回数を除いています。

2 取締役 松尾 豊氏については、2019年6月19日就任後の状況を、取締役 柳井 正氏については、2019年12月31日退任までの状況を記載しています。

(2) 取締役会の諮問機関(指名報酬委員会)

「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項 2 情報開示体制 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 補足説明」に記載のとおりです。

(3) 投融資委員会

投融資委員会は、機動的に企業活動を行うため、取締役会から権限委譲された事項について意思決定を行うことを目的としており、取締役会で選任された取締役または執行役員5名(孫 正義、ロナルド・フィッシャー、マルセロ・クラウレ、ラジーブ・ミスラおよび後藤 芳光)で構成されています。

投融資委員会付議事項は「投融資委員会規程」に定められており、(イ)一定金額未満の投融資・借入など、(ロ)子会社(上場子会社およびその子会社を除く)に関する一部の事項((a)一定金額未満の投融資・借入など、(b)新株・新株予約権などの発行・無償割当て(ただし、出資後の出資比率が変更しない新株発行などは除く)、(c)社債の発行、(d)海外の事業展開、(e)新規事業分野への参入)、(ハ)その他の事項について決議を行います。

同委員会の決議は、臨場、電磁的方法または音声通信手段にて行われるものとし、可決には過半数の賛成が必要で、否決された場合は取締役会へ諮られます。また、同委員会のすべての決議結果は取締役会へ報告されます。

(4) ブランド委員会

ブランド委員会は、取締役会から権限委譲されたソフトバンクブランドにかかわる事項の意思決定および管理を適切に行うことを目的としており、取締役会で選任された委員長(取締役専務 後藤 芳光)および委員長が任命した委員4名(常務執行役員 君和田 和子、コーポレート法務部長 大賀 夏子、広報室長 坂井 武暁および総務部長 飯田 達矢)の計5名で構成されています。

ブランド委員会付議事項はブランド委員会規程に定められており、(イ)ソフトバンクブランドの使用許諾に関する一部の事項、(ロ)ソフトバンクブランドの使用等の対価に係る事項、(ハ)ソフトバンクブランドの使用に係る許諾の取消し、(ニ)ソフトバンクブランドの管理に関する基本方針および重要事項、(ホ)その他ソフトバンクブランドに係る一部の事項について決議を行います。

同委員会の決議は原則、電磁的方法にて得るものとし、可決には全メンバーの賛成が必要です。また、同委員会のすべての決議結果は取締役会へ報告されます。

(5) 監査役および監査役会

監査役は、取締役会への出席を通じ、取締役会の意思決定の状況および取締役会への各取締役に対する監督義務の履行状況を監視し検証しています。さらに、取締役の職務執行について監査するため、取締役や従業員、主要な子会社の監査役などから定期的に報告を受けるとともに、必要に応じて聴取などを行っています。

監査役会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、または決議をすることを目的としており、社外監査役3名を含む計4名の監査役で構成され(常勤監査役2名、非常勤監査役2名)、常勤社内監査役が議長を務めています。社外監査役3名は独立性が十分に確保されている上、弁護士、公認会計士または税理士として豊富な知識と経験を有しています。

監査役会は、原則として月1回開催し、監査方針・監査計画を定めるほか、常勤監査役のみが出席した社内外の各種ミーティングなどについて非常勤監査役に報告しています。また、各年度の監査計画の内容、その中間監査状況および監査結果について、取締役会にて説明しています。さらに、「2 会計監査(1) 会計監査の状況(d) 監査法人の選定方針および監査役会による監査法人の評価」に記載のとおり、毎期会計監査人の再任の適否を判断しています。全監査役の業務をサポートする組織として監査役室を設置しており、専任のスタッフ3名が監査役の指示の下で情報収集および計算書類等・稟議・自己株式・株主総会関連その他各種調査などを行っています。なお、ソフトバンクグループ(株)と各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としています。

< 社外監査役の出席状況 >

2019年度の取締役会および監査役会への出席状況は以下のとおりです。

取締役会・監査役会への出席状況

遠山 篤	2019年度に開催された取締役会15回すべてに出席(出席率100%)
	2019年度に開催された監査役会10回すべてに出席(出席率100%)
宇野 総一郎	2019年度に開催された取締役会15回すべてに出席(出席率100%)
	2019年度に開催された監査役会10回すべてに出席(出席率100%)
窪川 秀一	2019年度に開催された取締役会15回すべてに出席(出席率100%)
	2019年度に開催された監査役会10回すべてに出席(出席率100%)

(注)

書面決議による取締役会の回数を除いています。

(6) 内部監査

内部監査室は8名のスタッフで構成されており、社内各部門および子会社を対象として、法令や定款、社内規程に基づき適法・適正に業務が行われているか内部監査を実施し、その結果を社長に報告するとともに、監査役に説明しています。

2 会計監査

(1) 会計監査の状況

ソフトバンクグループ(株)は、金融商品取引法に基づく会計監査契約を、有限責任監査法人トーマツと締結しています。2019年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成ならびに監査法人の選定方針および監査役会による監査法人の評価は次のとおりです。

(a) 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員:

中川 正行、山田 政之、酒井 亮、増田 裕介

(b) 継続監査期間

14年間

(c) 監査業務等に係る補助者の構成

公認会計士28名、その他32名

(d) 監査法人の選定方針および監査役会による監査法人の評価

監査役会は、監査役監査規程において、会計監査人を適切に選定、評価するための基準を定めています。当該基準に基づいて、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制、会計監査人に求められる独立性、世界的ネットワークの有無を含む会計監査人の専門性等を勘案し、毎期会計監査人の再任の適否を判断しており、当期も再任が適当と判断しています。再任が不適当と判断された場合は、当該基準に基づいて、他の会社における監査実績等についても勘案の上、会計監査人候補者を検討することとしています。

なお、監査役会は、会計監査人の解任または不再任の決定方針として、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任する旨、その他会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合は、監査役会が会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案する旨、決議しています。

(2) 監査報酬の内容等

(a) 監査公認会計士等に対する報酬の内容

・監査証明業務に基づく報酬

ソフトバンクグループ(株) 723百万円

連結子会社 1,523百万円

・非監査業務に基づく報酬

ソフトバンクグループ(株) 17百万円

連結子会社 160百万円

ソフトバンクグループ(株)における非監査業務の内容は、主に社債発行時のコンフォートレター作成業務です。また、ソフトバンクグループ(株)の連結子会社における非監査業務の内容は、主に子会社の決算早期化業務に係る助言業務等です。

(b) 監査公認会計士等と同一のネットワーク(Deloitte Touche Tohmatsu Limited)に対する報酬(監査公認会計士等に対する報酬の内容を除く)

・監査証明業務に基づく報酬

ソフトバンクグループ(株) -

連結子会社 4,031百万円

・非監査業務に基づく報酬

ソフトバンクグループ(株) 51百万円

連結子会社 790百万円

ソフトバンクグループ(株)における非監査業務の内容は、主に税務等に対するアドバイザー費用等です。また、ソフトバンクグループ(株)の連結子会社における非監査業務の内容は、主に新規事業に係る助言業務等です。

(c) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

(d) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

ソフトバンクグループ(株)は監査役会設置会社です。「2. 現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要」に記載のとおり、取締役会と監査役・監査役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

取締役会では毎回活発な議論が行われています。また、取締役9名のうち4名を社外取締役とすることで、経営に多様な視点を取り入れるとともに、取締役の相互監視機能を強化しています。

監査役は公認会計士や弁護士などの専門的な見地から取締役の職務執行に対する監査を厳正に行っています。さらに、監査役4名のうち3名を社外監査役とすることで、より独立した立場からの監査を確保し、監査機能の強化を図っています。

以上により、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保できると判断し、現在の体制を選択しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年6月25日開催の第40回定時株主総会においては、招集通知の発送は法定期日どおりとなりましたが、発送日の8営業日前にウェブサイトへ掲載いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆さまにご出席いただけるよう、集中日を避けて定時株主総会の開催日を設定しています。
電磁的方法による議決権の行使	2002年(第22回定時株主総会)から、インターネットによる議決権行使の仕組みを導入しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向けの議決権電子行使プラットフォームに開始当初から参加しており、2006年(第26回定時株主総会)から利用しています。
招集通知(要約)の英文での提供	定時株主総会の招集通知は、全文を英文で作成しています。
その他	<p><理解促進のための工夫> 定時株主総会では、ビデオ映像を利用して事業報告を行い、経営成績や事業の状況の理解促進に努めています。また、法令で定められた報告事項に加えて、議長を務める代表取締役会長 兼 社長がグループの経営理念やビジョン、中長期的な経営戦略の概要を説明しています。</p> <p>また、招集通知は、議決権行使に当たって判断材料となる情報量の充実を図るとともに、図表やカラー写真を取り入れるなどして読みやすくしています。</p> <p><決議結果の開示> 株主総会議案の決議結果は、臨時報告書としてEDINETに掲載するとともに、ウェブサイトにて和文および英文の双方で掲載しています。</p> <p><インターネット配信> 定時株主総会の模様は、ウェブサイト上で同時中継しています。総会終了後には、ウェブサイト上で動画を公開しています。</p>

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IR活動についての考え方を、「IR活動について」としてウェブサイトに掲載しています。情報開示について、基本姿勢や開示基準、方法に加えて、コミュニケーションの充実に向けた施策、IR活動沈黙期間について記載しています。詳細は、ウェブサイト < https://group.softbank/about/corporate_governance/ir_activities > をご覧ください。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けIR活動に積極的に取り組んでおり、IR部員が全国の証券会社支店などで会社説明会を実施しています。2019年度は延べ3回開催しました。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	<p><決算説明会> 四半期決算発表の当日、アナリスト・機関投資家およびメディア向けに決算説明会を開催し、代表取締役会長 兼 社長が決算概要や事業戦略について説明しています。</p> <p><事業説明会> 当社の事業への理解を促進するため、事業説明会を随時開催しています。</p>	あり

海外投資家向けに定期的説明会を開催	<p>< 海外IR > 東京および海外(米国および英国)のIRチームが、機関投資家と直接または電話会議等により、事業戦略や財務戦略について説明しています。また、海外で開催される証券会社主催のカンファレンスに参加し、事業戦略に関するプレゼンテーションを行っています。</p> <p>< 決算カンファレンスコール > 四半期毎の決算発表の当日、海外の機関投資家を対象としたカンファレンスコールを実施し、代表取締役会長 兼 社長が決算概要や事業戦略について説明しています。</p> <p>< その他 > ウェブサイト上で、決算説明会および定時株主総会の模様を英語音声付でライブ配信しています。説明会終了後には、その動画を公開しています。2020年3月期決算は新たな取り組みとして、投資家向け説明会を英語音声付きでライブ配信を開始し、その終了後に動画を公開しました。</p>	あり
IR資料のホームページ掲載	<p>以下のIR資料をウェブサイトに掲載しています。(a)～(h)は和文版と英文版を提供しています。</p> <p>(a) 決算短信 (b) 決算説明会プレゼンテーション資料 (c) 決算データシート (d) 投資家向け説明会プレゼンテーション資料 (e) 適時開示情報を含む重要なニュースリリース (f) コーポレート・ガバナンスに関する報告書 (g) アニュアルレポート (h) 定時株主総会の招集通知 (i) 有価証券報告書および四半期報告書 (j) 株主通信</p> <p>各資料は、ウェブサイト<https://group.softbank/ir>からご覧ください。</p>	
IRに関する部署(担当者)の設置	<p>IR専任部署としてIR部を設置し、2020年6月1日現在、16名体制(うち1名は他部署との兼務)でIR活動を実施しています。</p>	
その他	<p>決算説明会の模様は、ソフトバンクグループ(株)のIRサイトのほか、SNSの公式アカウントにおいてライブ配信しています。また、ソフトバンクグループ(株)のIRサイトでは、決算説明会終了後すみやかにオンデマンド配信を行っています。</p>	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>事業を通して社会へ積極的な貢献を行うことで、顧客、株主、従業員、取引先、社会とともに発展を遂げる企業を目指しており、このことを「ソフトバンクグループサステナビリティ基本方針」で定めています。詳細は、ウェブサイト<https://group.softbank/sustainability>をご覧ください。</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>「ソフトバンクグループサステナビリティ基本方針」の下、グループ各社が、それぞれの事業特性を活かした取り組みを実践しています。具体的な活動の内容は、ウェブサイト<https://group.softbank/sustainability>をご覧ください。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>金融商品取引法などに基づく法定開示制度や、東京証券取引所が定める適時開示規則に則って、適時適切な情報開示に努めています。法定開示や適時開示の対象とならない情報であっても、投資判断に影響を与えらる重要な情報については、すべてのステークホルダーが平等に入手できるように、公平かつ迅速に開示しています。このほか、アニュアルレポート、ウェブサイト、株主通信などを通して、各ステークホルダーに向けた情報開示の拡充に取り組んでいます。これらの情報は、一部を除いて和文および英文の双方で作成することで、両言語間での情報格差の縮小に努めています。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

ソフトバンクグループ(株)の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ソフトバンクグループ(株)は、法令の順守にとどまらず、高い倫理観に基づいた企業活動を行うため、すべての取締役・使用人が順守すべき「ソフトバンクグループ行動規範」を定めるとともに、コンプライアンス体制の継続的な強化のため、以下の体制を整備する。

- 1 チーフ・コンプライアンス・オフィサー(CCO)を選任し、CCOはソフトバンクグループ(株)のコンプライアンス体制の確立・強化に必要な施策を立案・実施するとともに、定期的にコンプライアンスに関する課題・対応状況を取締役会に報告する。
- 2 取締役・使用人が直接報告・相談できる社内外のホットライン(内部通報窓口)を設置し、企業活動上の不適切な問題を早期に発見・改善し、再発防止を図る。なお、ソフトバンクグループ(株)は、「内部通報規程」において、ホットラインに報告・相談を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止することにより、報告・相談を行った者が不利益な取扱いを受けないことを確保する。
- 3 内部監査部門は、法令および定款の順守体制の有効性について監査を行い、監査結果を社長に報告する。また、当該監査結果を監査役に説明することにより、監査役と連携を図る。

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

ソフトバンクグループ(株)は、取締役会議事録や稟議書など、取締役の職務執行に係る文書およびその他の重要な情報について、適切に保存・管理するため、以下の体制を整備する。

- 1 「情報管理規程」に基づき、保存の期間や方法、事故に対する措置を定め、機密度に応じて分類のうえ保存・管理する。
- 2 チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー(CISO)を選任し、CISOはソフトバンクグループ(株)の情報セキュリティ体制の確立・強化を推進する。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ソフトバンクグループ(株)は、事業運営における様々なリスクに対し、回避、軽減その他の必要な措置を行うため、以下の体制を整備する。

- 1 「リスク管理規程」に基づき、各リスクに対応する責任部門を特定し、各責任部門においてリスクの管理を行い、リスクの低減およびその未然防止を図るとともに、緊急事態発生時においては、所定のエスカレーションフローに則り、緊急対策本部を設置し、緊急対策本部の指示のもと、被害(損失)の最小化を図る。
- 2 総務部は、各責任部門で実施したリスクに対する評価・分析および対策・対応についての進捗状況を取りまとめ、その結果を定期的に取締役会に報告する。
- 3 内部監査部門は、リスク管理プロセスの有効性について監査を行う。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ソフトバンクグループ(株)は、効率的な運営体制を確保するため、以下の体制を整備する。

- 1 「取締役会規程」を定め、取締役会の決議事項および報告事項を明確にするとともに、「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限を明確にする。
- 2 業務執行の監督機能を強化し、経営の客観性を向上させるため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。
- 3 社外取締役を含む取締役が取締役会において十分に審議できるようにするため、取締役会資料を事前に送付するとともに、取締役から要請があった場合には、取締役会資料に追加・補足を行う。
- 4 「組織管理規程」を定め、業務遂行に必要な職務の範囲および権限と責任を明確にする。

当社における業務の適正を確保するための体制

ソフトバンクグループ(株)は、グループの基本思想、理念の共有を図る「ソフトバンクグループ憲章」、およびグループ会社に対する管理方針・管理体制等を規定する「ソフトバンクグループグループ会社管理規程」を定めるとともに、当社およびその取締役・使用人が順守すべき指針である「ソフトバンクグループ行動規範」ならびに「ソフトバンクグループサステナビリティ基本方針」を定め、グループ会社の規模や重要性等に鑑み、以下の体制を整備する。

- 1 当社のコンプライアンスの総責任者であるグループ・コンプライアンス・オフィサー(GCO)を選任し、GCOはグループ全体のコンプライアンス体制の確立・強化を推進する。また、グループ会社の取締役・使用人からの報告・相談を受け付けるグループホットラインを設置し、企業活動上の不適切な問題を早期に発見・改善し、再発防止を図る。なお、ソフトバンクグループ(株)は、「ソフトバンクグループグループ会社管理規程」において、グループホットラインに報告・相談を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止することにより、報告・相談を行った者が不利益な取扱いを受けないことを確保する。
- 2 ソフトバンクグループ(株)のCISOはグループ全体のグループ情報セキュリティガバナンス体制の確立・強化を推進する。
- 3 グループ会社の代表者からのソフトバンクグループ(株)に対する財務報告に係る経営者確認書の提出を義務付けることにより、グループ全体としての有価証券報告書等の内容の適正性を確保する。
- 4 内部監査部門は、過去の監査実績のほか、財務状況等を総合的に判断し、リスクが高いと判断するグループ会社に対して監査を行う。
- 5 グループ会社においてリスクの管理を行い、リスクの低減およびその未然防止を図るとともに、緊急事態発生時においては、ソフトバンクグループ(株)に対するエスカレーションフローに則り、ソフトバンクグループ(株)の指示のもと、被害(損失)の最小化を図る。

反社会的勢力排除に向けた体制

ソフトバンクグループ(株)は、「ソフトバンクグループ行動規範」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たない方針を明示するとともに、不当要求などを受けた場合は、総務部を対応窓口として、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、断固として拒否する。

監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ソフトバンクグループ(株)は、監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置し、専属の使用人を配置する。また、当該使用人への指揮・命令は監査役が行うことにより、指示の実効性を確保するものとし、その人事異動・人事評価等は監査役の同意を得る。

監査役への報告体制

ソフトバンクグループ(株)の取締役および使用人は、監査役に対して、次の事項を報告する。

- 1 当社に関する経営・財務・事業遂行上の重要事項

- 2 コンプライアンス体制に関する事項およびホットライン利用状況
- 3 内部統制システムの整備状況
- 4 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- 5 法令・定款違反事項
- 6 内部監査部門による監査結果
- 7 その他監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1 ソフトバンクグループ(株)は、監査役が必要と認めた場合、当社の取締役および使用人にヒアリングを実施する機会を設ける。また、監査役は、会計監査人や重要な子会社の監査役等との定期的な会合を設け連携を図る。
- 2 ソフトバンクグループ(株)は、「内部通報規程」・「ソフトバンクグループ会社管理規程」において、監査役への報告・相談を含め、コンプライアンスに係る報告・相談を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止することにより、報告・相談を行った者が不利益な取扱いを受けないことを確保する。
- 3 会計監査人・弁護士等に係る費用その他の監査役の職務の執行について生じる費用は、ソフトバンクグループ(株)が負担する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

コンプライアンスに関する事項

ソフトバンクグループ(株)は、当社の取締役・使用人を対象としたコンプライアンス研修およびGCOからグループ会社のCCOに対するコンプライアンス体制の強化のための情報共有および必要に応じた助言等の提供を継続的に実施している。また、ソフトバンクグループ(株)は、当社の取締役・使用人が直接報告・相談できるホットラインの設置・運用を通して、グループ全体のコンプライアンスの実効性確保に努めている。なお、これらの施策の効果について随時検証し、改善を行っている。

リスク管理に関する事項

「リスク管理規程」および「ソフトバンクグループ会社管理規程」に基づき、ソフトバンクグループ(株)の各責任部門およびグループ会社においてリスクの管理を行い、リスクの低減およびその未然防止を継続的に図っているほか、総務部が各責任部門およびグループ会社で実施したリスクに対する評価・分析および対策・対応についての進捗状況を取りまとめ、その結果を定期的に取締役会に報告している。

グループ管理に関する事項

ソフトバンクグループ(株)は、持株会社としてグループ会社を管理・監督するに当たって、「ソフトバンクグループ憲章」、「ソフトバンクグループグループ会社管理規程」、「ソフトバンクグループ行動規範」および「ソフトバンクグループサステナビリティ基本方針」を定め、当該規程を当社に適用している。また、社会環境の変化や当社の状況を踏まえ、これらの社内規程を適宜見直しており、ソフトバンクグループ(株)は、当社の管理体制について、継続的に充実・強化に取り組んでいる。

内部監査に関する事項

内部監査部門により、ソフトバンクグループ(株)の法令および定款の順守体制・リスク管理プロセスの有効性についての監査を行うほか、リスクが高いと判断するグループ会社への監査を継続して実施しており、監査結果を都度社長に報告している。

取締役・使用人の職務執行に関する事項

「取締役会規程」・「稟議規程」等の社内規程に基づき、ソフトバンクグループ(株)の取締役・使用人の職務執行の効率性を確保しているほか、取締役会においては独立した立場の社外取締役を含め十分に審議できる環境を確保している。

監査役の職務執行に関する事項

監査役はソフトバンクグループ(株)の重要な会議に出席し、必要に応じて当社の取締役および使用人にヒアリングをする機会を設けるほか、会計監査人や重要な子会社の監査役等との定期的な会合を設け連携を継続的に図ることで、監査の実効性を確保している。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載のとおりです。

ソフトバンクグループ(株)は、「ソフトバンクグループ行動規範」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たない方針を明示するとともに、不当要求などを受けた場合は、総務部を対応窓口として、警察などの外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、断固として拒否することとしています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策は導入していません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1 グループ会社の管理監督体制

ソフトバンクグループ(株)は、持株会社としてグループ会社を管理・監督するに当たって、「ソフトバンクグループ憲章」、「ソフトバンクグループグループ会社管理規程」、「ソフトバンクグループ行動規範」および「ソフトバンクグループサステナビリティ基本方針」を定めるとともに、当社およびその役職員が順守すべき以下の各種ポリシーを定めています。

腐敗防止ポリシー
ブランド管理ポリシー
競争法順守ポリシー
利益相反ポリシー
経済制裁ポリシー
人権ポリシー
情報セキュリティポリシー
インサイダー取引ポリシー
プライバシーポリシー
ポートフォリオ会社のガバナンス・投資指針に関するポリシー

2 情報開示体制

(適時開示に係るソフトバンクグループ(株)の基本姿勢)

ソフトバンクグループ(株)は、コーポレート・ガバナンスの基本方針で定めたとおり、公正で適時な情報開示に努めています。

(適時開示に係るソフトバンクグループ(株)の社内体制の状況)

ソフトバンクグループ(株)は、IR部を専任部署として適時開示を行っており、「ソフトバンクグループグループ会社管理規程」において、適時開示に係るIR部への報告事項、報告時期および手順などについて定めています。IR部は、適時開示が必要な場合、経理、財務、法務、総務などの関連部署と密接に連携して適時開示資料を作成し、当該業務を所管する取締役専務の決裁の下、速やかに開示を行っています。

なお、決算に関する適時開示事項については、経理部長を開示資料作成責任者とし、各グループ会社から収集した情報を基に、経理部および関連部署により作成し、当該業務を所管する常務執行役員の決裁の下、速やかに開示を行っています。

【参考資料：模式図】

